

平成30年皆野町農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年7月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 3時45分
4. 閉議時刻 午後 4時45分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	欠席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について  
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について  
3件
- 議案第3号 農用地利用集積計画について  
1件
- 議案第4号 農用地利用配分計画について  
1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長  
あいさつ

みなさんこんにちは。猛暑続きでございまして、熊谷で最高気温を更新したとのこと。異常な暑さですので、みなさんも体調管理をきちんと行い仕事をしていただきたいと思います。

本日は伝統ある秩父ワインの醸造所また畑を見学させていただき、ぶどう畑には15年を経過した木もあるとのことでした。また、帰りに車内から見ました釜の上の畑は若木がたくさんあり、今後大いに使われていくことかと思えます。皆野町では、巨峰等のぶどうを栽培している農家はいらっしゃいますが、葡萄酒を製造しているかたはいないわけ。今後研修の成果としては葡萄酒の醸造も検討いただき、町の雇用促進、特産に期待したいと思います。

本日は時間も限られておりますが、慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を四方田会長にお願いいたします。

四方田会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、9番、齊藤三恵子委員、1名でございます。

次に議事録署名人に、

三沢区域担当、扇原久栄委員

3番、吉岡徳夫委員をご指名いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

三沢区域担当、扇原久栄委員

3番、吉岡徳夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当  
田中委員

18日に若林委員、事務局と現地確認をお世話になりました。申請場  
所は〇〇〇を下った先の始めの信号を左に500m進んでいくと〇  
〇〇〇の入り口がございます。その先の〇〇〇〇の両側です。〇〇〇  
〇の町道に面した畑は少し雑木が生えていました。〇〇〇、〇〇〇は  
10年くらいたった銀杏が植えてあり、収穫もできるかなと感じまし  
た。申請人はユンボ等の重機も所有しておりますので、雑木も整理で  
きると思います。よろしく願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の、7番若林治委員も農地の状況確認に  
同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番  
若林委員

18日に田中委員、事務局と現地確認を行いました。  
田中委員が申したとおりです。〇〇〇は少し荒れた土地になります。  
申請人は土建業を営んでおりまして重機等を所有しております荒れ  
たお茶畑を畑に再生させたこともありますので問題ないと思います。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。  
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委  
員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発  
行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付  
します。

続きまして、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について3件を議題といたします。

番号1について審議します。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

17日に吉岡委員と事務局で現地確認を行いましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の道を〇〇〇側に進み国道を越えて少しのところを右に入る道路がありまして、30m進んだ先になります。配置図と併せて現地写真をご覧ください。申請地にはすでに基礎コンクリートとフェンスが張ってあります。本来であればこれらを壊し、是正するべきですが、譲渡人も遠方ですし、譲受人が買い取ることですので、仕方ないと思います。以上ですがよろしくお願いたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

3番  
吉岡委員

17日に田島委員と事務局で現地確認を行いました。  
譲渡人も遠方ですし、手放したいとの事なので仕方ないと思います。よろしくお願いたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに

決定いたしました。

番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当  
扇原委員

17日に葦原委員と事務局と現地を調査して参りました。

場所は県道〇〇〇を三沢に入っていくまして、〇〇〇の手前の〇〇〇  
〇を渡り、林道〇〇〇を進み、途中で分かれ道を進んで行った〇〇〇  
〇の裏手にあたる土地です。昔は7, 8軒の家があった地区ですが、  
〇〇〇沿いに移ったり、他の場所へ移ったりして1軒も住んでいませ  
ん。太陽光発電施設として申請のあった地は竹藪だったのですが、一  
度竹を伐採したのですが、また生えてきてしまっている状況です。申  
請地に隣接しているような土地は同様な状態ですので、ご審議の程お  
願ひいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員も農地の状況確認  
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

2番  
葦原委員

扇原委員と事務局と17日に現地確認をしてきましたが、扇原委員  
のおっしゃるとおり問題ないと思います。よろしくお願ひいたしま  
す。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす  
る委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに

決定いたしました。  
番号3について審議します。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 (事務局朗読)

四方田会長 農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当 17日に葦原委員と事務局とで現地調査して参りました。  
扇原委員 こちらは、県道〇〇〇の〇〇〇を過ぎた100mちょっと行った〇  
〇〇〇先の橋を渡った両脇になるわけですが、こちらは〇〇〇〇で昔  
使っていた工場があるところですが、今の状況としては、現況写真に  
もあるとおりの程度は草刈りがなされていますが、竹等が大分生え  
てきてしまっています。そういった中で隣接している〇〇〇〇の土地  
が関係しますが、建物を建てるとかではなく、資材置き場及び駐車場  
等とのことで、日照権等も問題ないと思いますので報告いたします。  
以上です。

四方田会長 農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員も農地の状況確認  
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

2番 扇原委員と事務局と17日に現地確認をしてきましたが、扇原委員  
葦原委員 のおっしゃるとおり問題ないと思います。よろしく願いいたしま  
す。

四方田会長 これより本件に対する質疑を行います。

10番 はい、よろしいでしょうか。

山口委員 はい、山口委員。  
四方田会長

10番 地図を見ると奥に工場と〇〇〇〇というお宅があるようですが、道  
山口委員 路が図面上ありますが、これはどうなりますか。

事務局 事務局から回答いたします。  
今のご指摘ですと申請地の先にお宅があるとのことですね。今は〇  
〇〇〇が工場を借りて使用しています。隣のお宅は現在空き家となっ

ております。進入路につきましては、公図と配置図を見ていただくとわかるのですが申請地に被さっています。なので、一部追認という形で始末書をいただいております。現地確認の際に、〇〇〇〇と少しお話しが出来たのですが、先方より従前どおり使用して良いとのお話しをいただいているとのことです。

10番  
山口委員  
事務局

今までどおり使えるとのことですね。

そうです。

10番  
山口委員  
四方田会長

わかりました。ありがとうございました。

他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

議案第3号、農用地利用集積計画および次の議案、第4号、農用地利用配分計画につきましては関連がありますので、併せて議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局

(事務局説明)

事務局

事務局の井上より議案第3号、4号の説明させていただきました。これにつきましては皆野町でも初めてになります。複雑でわからないかと思えます。簡単に言いますと〇〇〇〇が補助金を活用してハウスを建てます。そのためには、農地中間管理事業を活用することが要件となり、当事者間で直接契約するのではないため複雑になっています。今回の手続きが、みなさんをお願いしております農地中間管理業

務になります。これが承認されますと皆野町で初めて中間管理を活用した事例として、実績となります。また、新たな農業の後継者のかたが色々な補助金を活用して農地を拡大したいとなった場合には今回のような手続きを踏まえることになると思います。複雑でわかりにくいですが、補助事業の採択要件の一つと考えていただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

四方田会長

農業委員としても、皆野町としても初めての事業となります。これより本件に対する質疑を行います。  
はい、山口委員。

10番  
山口委員

はい、ハウスを建てるとのことですが、補助の金額はどのくらいになりますか。

事務局

はい、二棟建築予定とのことですが。金額は色々な条件がありますので回答は控えさせていただきます。でも一千万円以上になると思います。詳細はこの後の手続きの結果によりますので、着工は来年度になる可能性があります。国からの補助の通知は12月頃になると聞いています。ですので、着工は平成31年度ということに進むと思います。

3番  
吉岡委員  
事務局

この新しい補助事業とのことですが、補助の割合はいくつですか。

中間管理機構は補助金を出す団体ではありません。補助金を出すのは国になります。補助金を受けるには中間管理機構を利用しないと採択要件になりません。中間管理機構はあくまで橋渡しです。国からの補助は2分の1になると思います。2分の1の補助金以外について、近代化資金等の制度があります。そういった制度を利用して利子補給をする人もいます。

7番  
若林委員  
事務局

町等を経由しないということですか。

町が補助金を受け入れて補助します。町や県からの持ち出しはありません。

5番  
門平委員

話があったかもしれませんが、10aあたり7,000円の根拠はなんですか。

事務局

こちらは、農地中間管理機構、〇〇〇〇、土屋委員、事務局が〇〇



〇〇氏宅に伺い、相対にて決定いたしました。その際、秩父農林振興センターの担当者もいましたので、秩父市の事例等をだしながら、ハウスを建てるとのことで少し高めに設定して両者が合意した形になります。相対での決定です。

四方田会長

質疑がございませんので、これより順次採決いたします。  
議案第3号について、皆野町が作成する「農用地利用集積計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、議案第3号について、皆野町が作成する「農用地利用集積計画」を承認することに決定いたしました。  
続いて議案第4号について、皆野町が作成する「農用地利用配分計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、議案第4号について、皆野町が作成する「農用地利用配分計画」を承認することに決定いたしました。  
以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。